

船橋市教育委員会会議 4 月定例会会議録

1. 日 時 平成 23 年 4 月 21 日 (木)
開 会 午後 4 時 00 分
閉 会 午後 5 時 30 分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員 委 員 長 石 坂 展 代
委員長職務代理者 中 原 美 恵
委 員 篠 田 好 造
委 員 山 本 雅 章
教 育 長 石 毛 成 昌
4. 出席職員 教育次長 阿 部 裕
管理部長 石 井 雅 雄
学校教育部長 魚 地 道 雄
生涯学習部長 高 橋 忠 彦
管理部参事兼総務課長 二 通 健 司
学校教育部参事兼学務課長 藤 澤 一 博
財務課長 泉 對 弘 志
施設課長 千々和 祐 司
指導課長 鈴 木 正 伸
保健体育課長 岩 村 彰 義
総合教育センター所長 山 本 稔
青少年課長 村 山 茂
生涯スポーツ課長 加 納 誠 一
文化課長 武 藤 三 恵 子
市立高等学校事務長 宮 澤 敦
社会教育課主幹 中 村 義 雄
社会教育課長補佐 石 田 久 隆

5. 議 題

第 1 前回会議録の承認

第 2 議決事項

議案第 15 号 船橋市公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第 16 号 スポーツ振興審議会委員の委嘱について

議案第 17 号 平成 23 年度船橋市教科用図書選定委員会規約の制定について

第 3 報告事項

(1) 平成 23 年度新規事業等について

(2) 平成 23 年第 1 回船橋市議会定例会の報告について

(3) 計画停電による 4 月以降の学校給食の対応について

- (4) 平成 2 3 年第 1 回市議会定例会において採択された「市立学校の全校敷地内禁煙を求める陳情」の対応について
- (5) 平成 2 3 年度ふなばし市民大学校について
- (6) 平成 2 3 年度ロビーコンサートについて
- (7) 第 4 4 回船橋市少年少女交歓大会の実施について
- (8) その他

6 . 議事の内容

【委員長】

それでは、ただいまから教育委員会会議 4 月定例会を開会いたします。

初めに、会議録の承認についてお諮りします。

3 月 2 9 日に開催しました教育委員会会議 3 月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

それでは、議事に入りますが、議案第 1 5 号及び議案第 1 6 号は、船橋市教育委員会会議規則第 1 4 条第 1 項第 1 号の「任免、賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に関する事項」に該当し、議案第 1 7 号は、同条第 1 項第 5 号の「会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障を生ずるおそれのある事項」に該当しますので、非公開としたいと思います。

また、議案第 1 7 号につきましては、関係職員以外はご退席を願いますことから、同規則第 9 条に基づき、議事日程の順序を変更することとし、報告事項 (8) の後に繰り下げることにいたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。当該議案を非公開とし、議案第 1 7 号を報告事項 (8) の後に繰り下げることにいたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第 1 5 号について、社会教育課、説明願います。

【社会教育課長補佐】

議案第15号「船橋市公民館運営審議会委員の委嘱について」ご説明いたします。

社会教育法第30条の規定により、市町村が設置する公民館にあつては、学校教育、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者から、市町村の教育委員会が委嘱することとなっております。また、船橋市公民館条例第13条により、任期を2年として、基幹公民館5館に定数を10名以内として設置しているものです。公民館運営審議会委員は、基幹公民館長の諮問に応じ、そのブロック内の公民館各種事業の企画の実施につき調査、審議するものでございます。

候補者については、西部公民館運営審議会委員となりますが、委嘱の理由は、前任委員が定年退職により資格を失ったことによるものです。なお、任期は、前任委員の残任期間となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

大変細かいことで申し訳ございません。2ページの誕生日が2月29日というのは誤りでしょうか。1ページには19日と書いてありますが、2ページには29日となっております。

【社会教育課長補佐】

19日の誤りです。

【委員長】

訂正をよろしくお願いいたします。

それでは、議案第15号「船橋市公民館運営審議会委員の委嘱について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第15号については、「19日」に2ページを訂正いたしまして、可決いたしました。

続きまして、議案第16号について、生涯スポーツ課、説明願います。

【生涯スポーツ課長】

議案第16号「船橋市スポーツ振興審議会委員の委嘱について」ご説明いたします。

本市のスポーツ振興審議会は、スポーツ振興法第18条第2項及び船橋市スポーツ振興審議会条例の規定により、昭和51年に設置されております。現在の委員の任期は、平成22年8月1日か

ら平成24年7月31日までとなっております。

このたびの4月1日付の人事異動により、船橋市スポーツ振興審議会、金子昌幸委員・船橋市企画部長の退任に伴い、スポーツ振興法第18条第4項及び船橋市スポーツ振興審議会条例第2条の規定により、後任に山崎健二・船橋市企画部長を委員として委嘱する必要があります。船橋市教育委員会組織規則第3条第11号の規定に基づきまして、議決を得る必要がありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第16号「船橋市スポーツ振興審議会委員の委嘱について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第16号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項(1)について、各部からそれぞれ報告をお願いします。

初めに、管理部、報告願います。

【管理部長】

平成23年度新規事業等につきましてご説明いたします。

会議資料別冊によりましてご説明したいと思います。よろしくお願いいたします。

会議資料別冊1ページ、平成23年度新規事業等について、管理部を含め3部のものをここに掲げております。私のほうからは管理部についてご説明いたします。

2ページをお開きください。

主なものとしましては、施設課の小・中学校の校舎、体育館等の耐震化、大規模改修などがございます。順を追ってご説明いたします。

初めに、校舎、体育館の耐震化関係でございます。耐震改修工事としまして、記載の小学校校舎4棟、体育館2棟の計6棟、中学校では校舎2棟、体育館2棟の計4棟を実施します。予算総額と

しまして5億5,950万円でございます。

次に、耐震補強工事を実施する前段としまして、耐震補強設計及び判定委託につきまして、記載の小学校で校舎8棟、体育館25棟の計33棟、中学校につきましては校舎5棟、体育館8棟の計13棟を実施します。予算は、3億1,000万円でございます。

3ページにまいります。

耐震補強工事の一環としまして、小学校校舎改築工事でございます。西海神小学校につきましては、今年度、新校舎の建築工事を始めることとなります。竣工につきましては、平成24年2月末に竣工を予定しております。

次に、葛飾小学校の校舎の一部改築工事でございます。これは1年目でございます。予定につきましては、本年7月ごろに一部校舎の解体工事に入ります。その解体後の新たな校舎につきましては、平成25年2月ごろの竣工を予定して進めていく予定でございます。これらの予算総額は16億6,905万7,000円でございます。

次に、小学校校舎改築設計委託についてでございます。平成22年度から船橋小学校の改築設計を行っております。今年度末に実施設計を終了したいという見込みを持っております。その予算としまして451万5,000円でございます。

次に、校舎等の大規模改修工事でございます。校舎等の改修整備計画によりまして、改修に努めているところでございますが、今年度、小・中学校合わせまして、記載の7校で3億3,501万円でございます。

次に、小学校空調設備設置工事でございます。西海神小学校及び船橋小学校を除いた52校を予定しております。小学校の普通教室等への空調設備を設置してまいりたいと考えております。予算総額は、35億1,588万6,000円でございます。

最後に、中学校校舎増築工事でございます。これにつきましては葛飾中学校が対象でございます。増築については、8教室分を増設で、構造は鉄筋コンクリートづくり3階建てを予定しております。予算としまして3億486万円でございます。

以上、主なものにつきまして、管理部からの報告でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

続きまして、学校教育部、お願いいたします。

【学校教育部長】

では、学校教育部が所管いたします事業の中から平成23年度に新規及び拡充推進いたします事業について5点ほどご説明させていただきます。

別冊資料の4ページをご覧ください。

1点目は、外国語指導助手等を各学校に派遣することで、引き続き英語教育の推進を図ってまいります。予算額は2億9,162万円となっております。

次に、児童生徒の安全確保の観点から、小・中学校等建て替えをする西海神小学校と船橋小学校

を除く小学校、中学校、特別支援学校、市立高等学校、全校に防犯カメラシステムを設置し、不審者の侵入等を抑止してまいります。予算額は1,035万2,000円となっております。

続きまして、小学校給食の委託化であります。本事業は継続事業であります。新たに金杉台小学校と三咲小学校の2校を委託いたします。委託対象時期は、金杉台小学校は9月、三咲小学校は平成24年2月からの実施を予定しております。これにより、小学校の給食調理の民間委託は34校となります。なお、予算額は2校分として1,429万6,000円を計上しております。

続きまして、特別支援教育の充実を図るための事業でございますが、本年度、若松小学校及び二宮小学校に知的障害特別支援学級を開設し、また中学校においても、障害特性に応じたきめ細やかな指導を行う必要があることから、飯山満中学校に知的障害特別支援学級を開設いたしました。予算額は3校分で155万円となっております。

続きまして、市立高等学校屋内運動場、第二体育館のことでございますが、その耐震改修工事に伴い、その間、授業展開や部活動の活動場所を確保するため、旧船橋旭高等学校を借り受けいたします。予算額は1,123万6,000円でございます。

しかしながら、この件につきましては、東日本大震災の影響により、県立浦安南高等学校が一時的避難のために、旧船橋旭高等学校を利用することになったことから、当該工事のスタート時期を変更せざるを得ない状況になり、来年度まで工事期間が延びることが確実となりました。これを受け、当該工事は、国からの補助金交付対象となっていることから、工期の変更等、再申請が必要になってくることなど、新たな事態が生じてまいります。今後につきましては、県立浦安南高等学校が戻った後の利用についても含め、関係部署との連絡を緊密にとりながら事業を進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

続きまして、生涯学習部、お願いいたします。

【生涯学習部長】

生涯学習部からは主たる事業のみを簡単にご説明させていただきます。

資料の5ページになります。

初めに、公民館の建て替え事業でございます。法典公民館は昭和45年に建設され、最も古い公民館となっております。平成22年度、23年度の2カ年の事業として建て替えを行うものであります。予定といたしましては、記載のとおり平成24年3月末の竣工ということで、平成24年4月、設置条例等、3月の議会で条例等を通しまして、4月から設置していきたいと思っております。なお、約一月間、館の準備期間を設けまして、5月に供用開始、開館という形になる予定でございます。予算につきましては、右側の欄でございます。本年度の工事分、2カ年の継続費となっておりますが、4億9,400万円ほど、単年度の経費につきましては新公民館の備品や消耗品を見込んだ2,800万円ほどの予定でございます。

続きまして、浜町公民館の建て替え事業でございます。浜町公民館につきましては、昭和56年4月に開館してございます。30年を経過して、新たな土地を確保いたしまして、そこに新たに建て替える予定でございます。平成23年7月から設計委託業務に入る予定をしております。現在、利用者、また地元の町会、自治会等にアンケート調査をし、利用者の意見を聞きながら、設計をしてまいりたいと思っております。敷地面積等につきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして、船橋市図書館サービス推進計画策定でございます。これにつきましては、今後、6月議会、もちろん教育委員会会議にもお諮りさせていただきますが、6月議会等への報告、7月にはパブリックコメントということで、そういう手順を踏みまして、平成23年10月に計画の施行を予定しております。金額については、職員等で策定していくものでありますので、予算の計上はございません。

4番目でございます。第2次船橋市生涯学習基本構想・推進計画策定でございます。平成12年に策定いたしました「一番星プラン」というのがございます。平成23年度末をもって、10年間の計画年度を終了いたしますので、平成23年度は第2次計画の策定作業を行うこととして、平成24年4月の施行に向けて検討して、準備をしております。

続きまして、6ページでございます。

6ページは文化課の事業でございます。

初めに、ふなばし音楽フェスティバル開催事業ということで、大きく2つほど事業を挙げてございます。千人の音楽祭、地域ふれあいコンサートでございます。毎年2月を音楽月間として、音楽フェスティバルを開催しております。千人の音楽祭は19回を数え、また地域ふれあいコンサートは、身近で本物の音楽に触れられることから、年々開催箇所がふえているところでございます。

続きまして、2番でございます。緊急雇用創出事業等臨時特例基金事業でございます。千葉県基金を活用しまして、事業を行うとなっております。埋蔵文化財の出土遺物データ化事業、埋蔵文化財包蔵分布地図デジタル化事業、文化財普及用ガイドブック作成事業でございます。こちらにつきましては、こういう基金を活用できる状況となっておりますので、この基金を利用いたしまして、市民にわかりやすいように整理したデータをホームページ上に掲載して利用を図るものでございます。

続きまして、3番でございます。埋蔵文化財調査委託事業でございます。開発事業に伴う埋蔵文化財の調査委託事業費でございます。今年度は、小室地区土地区画整理事業の本調査の面積が広範囲にわたることから、予算額も右のように高額になってございます。なお、小室地区につきましては、平成22年度より開始いたしまして平成23年度で終了する予定となっております。

次に、青少年課でございます。

1としまして、船橋市・津別町青少年交流事業でございます。8月6日から10日の5日間、北海道網走郡津別町、ほかに、今年度は船橋側が行く予定となっております。小学生5年から中学3年生までの青少年を対象に平成元年より交互に相互訪問し、ホームステイなどを通して、異なった環境での体験を行い、お互いの友情を深めるものでございます。派遣者数はおおむね40名を予定してございます。

続きまして、子どもの居場所づくり事業でございます。通称「ふなばしハッピーサタデー」と銘

打っております。地域の子どもは地域で育てるということで、各公民館を会場としまして、公民館、各種地域の団体、関係機関に協力していただいて、事業を開催してございます。

次ページをお願いいたします。7ページでございます。

生涯スポーツ課の主たる事業でございます。

1番でございます。平成23年度生涯スポーツ課の主要事業のうち、運動公園管理運営事業ということになってございますが、年末年始を除いた通年の開園・開館を平成23年4月より実施いたしております。これの通常よりかかる増加分ということで計上してございます。

2番でございます。学校開放施設整備事業でございます。市内10校目となります八木が谷中学校のナイター照明灯の設置や宮本中学校の防球ネット嵩上げを行ってまいります。

なお、網かけの部分でございますが、当初予定しておりました小室中学校において、耐震工事に伴う照明塔の移設工事を予定しておりましたが、耐震診断の結果、耐震性に問題ないということが判明しました。したがって、本年度の工事は行わないことになりました。そういうことで、ここにあります1,300万円ほどが執行を取りやめるということになります。これについては、調査の時期等が予算の要求時期より遅くなったことがありまして、判明したものでございます。

最後に3番でございます。運動広場整備事業でございます。大穴市民プール跡地を多目的運動広場として整備をいたします。また、高瀬下水処理場の増設工事に伴い、高瀬町運動広場の野球場等の整備を行っていきます。

以上、主なもののみご説明させていただきました。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま各部から報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【山本委員】

これらはみんな大震災の前につくられたものだと思うんですけども、先ほど船橋旭高校に対しては、こういう事情でこうなったと説明がありましたが、小学校、中学校でも、今回の地震で液状化や什器、備品などの損害がでたと思うんですけども、そこら辺はこういうのには入っていないのですか。

【施設課長】

今回の震災被害への応急措置として、平成22年度の予算を使ってできる修繕、仮復旧だといったものについては行っております。その他につきましては、平成23年度に入りますので、年度が変わります。そのため、予算は議会にかけないで、財政課のほうで専決というやり方で予算を組んで液状化の対策などをすることになっております。直近の専決が実は4月21日、今日、成立していると聞いております。また、5月にも専決をやって、その後、6月の補正予算で対応するという予定になっております。

【生涯学習部長】

生涯学習施設もかなり被害が出ております。これにつきましては、今、施設課長からお話があったとおり、緊急的に安全を確保したり、現時点でできるものについては、平成22年度の予算を活用して緊急に修繕等を図っています。また、余震で新たに不具合がでた場合についても平成23年度の別の予算を流用しながら修繕等をかけていくこととなります。多額の費用を要するものにつきましては、別立ての予算が新たに必要になりますので、現在、担当課のほうで見積もりを徴するなど関係各課と協議に入っているところでございます。

【委員長】

続きまして、報告事項(2)について、管理部、報告願います。

【管理部長】

平成23年第1回船橋市議会定例会につきましてご報告いたします。

引き続き別冊資料をもちまして報告いたします。

9ページをお願いいたします。

初めに、会期につきましては、ここに記載がありますとおり、2月24日に開会し、33日間の会期により、3月28日に閉会いたしました。

1としまして、開会日の2月24日、市長より市政執行方針及び提案説明を行いました。

次に、3月4日から、市政執行方針及び提案しました新年度予算等につきまして、6日間の日程により質疑を行いました。

9ページ、2番以降、日付順に主な質問につきまして順次記載しております。質問個々の説明につきましては省略させていただきたいと思っております。

資料13ページをお願いいたします。

下段でございます。この日、当初予定しておりました質疑最終日の3月11日、2番目の議員の質疑が終了し、3番目の村田議員の質疑開始間もなく、午後2時46分でございますけど、東北地方太平洋沖地震が発生いたしました。これによりまして、発生以降の質疑については、次のページになります。3月14日に延期し、行われました。また、3月14日には、発生後の地震に伴い被害状況等ということにつきまして、記載のとおり、行政報告が実施されました。引き続き、延期した質疑が行われたところでございます。

以上、市政執行方針及び提案に対する質疑や質問概要につきましては掲載しているとおりでございます。これらの質問に対しまして、今回、資料上、答弁については載せてございませんが、適宜それぞれ答弁し対応いたしてきたと考えております。

次に、資料15ページをお願い申し上げます。

3月15日、文教委員会が開催されました。付託されました1議案と前回からの継続審査を含む8件の請願・陳情について審査され、審査結果につきましては、表記のとおりでございます。

次に、資料16ページをお願いいたします。

3月22日に予算特別委員会が開催され、教育委員会関係では付託の2議案が関係し、審査され、

審査の結果につきましては、表記のとおり可決されているとおりでございます。

最後になりますが、本会議最終日でございます。3月28日、委員会への付託事件の審査報告後、採決へと移り、予算特別委員会におきまして、教育委員会関係を含め全議案についてすべて可決されました。また、文教委員会に付託された請願・陳情についても、先ほどの文教委員会の審査結果のとおりとなりました。

以上でございます。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【山本委員】

前回の教育委員会会議で語句についてお尋ねしましたが、別冊14ページは東北地方太平洋沖地震となっているんですけども、マスコミなどは概ね、東日本大震災ということで統一されてきたような気がします。政府からの文書では東北地方太平洋沖地震という名称であったという話で、前は納得したんですけども、現在、東日本大震災が通常の呼び名になってきているような気がします。この辺はいかがでしょうか。

【管理部長】

これにつきましては、例えば、阪神・淡路大震災の場合、気象庁が命名した地震名は兵庫県南部地震という形になっています。ですから、今回も気象庁が最初の地震を命名したときに東北地方太平洋沖地震ということで、そちらの名称を使っているということでした。その後、国等々で大震災という大きな形の名称をつけ、現在、委員がおっしゃられましたとおり、東日本大震災という呼び名になったものと思います。ですから、気象庁の登録を見ますと、先ほど私のほうから言いました地震名で載っていると思います。

【山本委員】

昔の関東大震災も何とか沖地震だったのですかね。行政用語は違うかもしれないけど、何か統一した名称のほうびんとくるような気がします。

それから、16ページの陳情のところ、陳情第17号の全国一斉学力テストへの対応に関する陳情というのは、どういう陳情だったのですか。

【指導課長】

今のやり方はやらないよという陳情でございます。

【山本委員】

やらないよというのは、船橋は全校でやっていたよね。それを抽出校だけにしようよという意味ですか。

【指導課長】

そうでございます。

【山本委員】

それは不採択ということになったんですね。

【篠田委員】

9ページ、橋本和子議員のところです。先生方はいろいろな面で精神的にご苦労されていて、こうやって毎年12～13名の方が休職されたということで、先生方に対する健康面での配慮はどのような形でされているのですか。

【学校教育部長】

学校における教職員に対するメンタルヘルスですけれども、これにつきましては、現在、各校がやっている研修と市内の小・中学校を3分の1に分けて3年に一回ずつ抽出された学校の職員が県の研修会に行き、メンタルヘルスの研修を受けるということになっております。管理職研修や養護教諭の研修においても、その中でメンタルヘルスについて触れるということになっております。そういった目を養って、職員を観察したり、指導体制をしっかりとするというやり方でやっております。

【委員長】

関連ですけれども、先生方に毎日の健康チェックみたいなものはやっていないのですか。

【学校教育部長】

制度とか、決まりがあるということはないんですけれども、管理職、主に校長、教頭が朝出勤したときの先生方の表情などを観察したり、勤務ぶりなどを見ながら少し違和感があったり、おかしいなと思ったときには声をかけて相談にのり、話を聞くというようなことで早期発見に努めているところであります。

【委員長】

そのほかよろしいでしょうか。

続きまして、報告事項(3)について、保健体育課、報告願います。

【保健体育課長】

計画停電による4月以降の学校給食の対応について報告いたします。

別冊資料17ページをご覧ください。

東京電力計画停電の実施を受けまして、新年度4月より小・中学校ともに従来の給食の品数を減

らして実施しております。具体的には、パン、めん類、御飯の主食とおかず一、二品、牛乳、デザートでございます。中学校につきましては、弁当持参か、本来、A献立またはB献立の2つより選択する給食ですが、単一の給食にして実施しております。現在、各学校とも順調に給食が実施されております。

今後の対応でございますが、東京電力が4月8日に、この夏に向けての計画停電は原則不実施と発表しましたので、学校給食を通常運用に戻すことが可能となりました。このことを受けまして、各学校の実情に応じて、準備が整い次第、随時、通常の献立に戻すよう、4月18日付で各学校に通知したところでございます。

以上でございます。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【山本委員】

給食の品数を減らすと、給食費をもっと安くしてほしいなどと言われませんか。

【保健体育課長】

学校により、多少の違いはありますが、例えば小学校高学年は1食290円で実施していますけれども、この例でいいますと、例えばパンの大きさを大きくしたり、おかず1品のボリュームを大きくしたり、それからデザート、フルーツは通常であれば4分の1カットのところを2分の1カットにして、通常のコスト、290円に近い金額にしております。

【中原委員】

先ほどご説明いただいた最後の部分ですけれども、学校の実情に応じて準備が整い次第とありますけれども、一番準備に手間取りそうな状況というのは、どういうことが想定されているのでしょうか。

【保健体育課長】

中学校の給食におきましては、先ほどご説明したとおり、AまたはBからの選択というふうになっております。これにつきましては、前々月の20日から25日ぐらいにマークシートで調査し、選択をさせますので、中学校につきましては5月から通常献立で実施されることとなります。

【委員長】

続きまして、報告事項(4)について、保健体育課、報告願います。

【保健体育課長】

平成23年第1回市議会定例会において採択された「市立学校の全校敷地内禁煙を求める陳情」

の対応についてご報告します。

まず、陳情について簡単に説明したいと思います。

別冊資料の42ページをお開きください。

この陳情は、資料のとおり、タバコ問題を考える会・千葉から出されたものでございます。その陳情の理由として、42、43ページ、1から6まで記載されておりますが、43ページの6について、その趣旨がまとまっているかと思しますので、ご覧ください。

学校敷地内の禁煙対策という教育条件が、学校によってまちまちなのはおかしい。一挙に全校敷地内禁煙の実現が難しければ、まず建物内禁煙でない学校をなくし、段階的に取り組んでほしいというものでございます。また、この陳情は、文教常任委員会で採択され、本会議においても採択されております。

このことに係る健康増進法第25条においては、学校を含めた多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について受動喫煙を防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならないという趣旨になっております。

このことを踏まえまして、資料の19ページをお開きください。

現在の状況でございますが、資料の受動喫煙防止対策に係る調査票をご覧ください。

平成22年5月と平成23年3月の現状を見ますと、敷地内全面禁煙、または建物内全面禁煙に移行する学校がふえております。また、平成23年3月調査によりますと、今年度は敷地内禁煙がさらにふえる予定であり、対策が向上している状況でございます。

このような状況を踏まえまして、各学校の実情に応じて、敷地内全面禁煙に向け一層努力し、受動喫煙防止対策を徹底するよう通知文等により指導してまいりたいと思っております。また、喫煙による健康への悪影響についても普及啓発し、喫煙防止教育もあわせて推進するよう指導してまいります。

通知文につきましては20ページをご覧ください。

20ページをかがみ文とし、21ページ以降の資料を添付するよう現在準備しているところでございます。

以上でございます。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【中原委員】

と、完全分煙、ベランダ等の分煙はそれぞれ具体的にはどういう状況を指しているのか教えてください。

【保健体育課長】

完全分煙は、休憩室等の個室部屋の中で吸っているということでございます。ベランダ等の分煙は、校舎のベランダを使って喫煙しているということでございます。

【篠田委員】

学校の校門から敷地へ入ったら、だれしも吸ってはいけないということになるのが ってことで
すか。

【保健体育課長】

の敷地内全面禁煙ということは、今ご指摘があったように、学校の校門から敷地へ入ったら、
一切吸えないということでございます。

【中原委員】

教職員の方の喫煙率、たばこを吸われる方の割合というのは、変化してきているのでしょうか。
一時、たばこの値上げが起こったときに、市民の方たちにはそれなりの反応があったというふうに
伺っていますが、教職員の方たちの中での動向はいかがでしょうか。

【保健体育課長】

たばこの値上げによる変化については把握しておりませんが、平成23年3月現在で市内に30
4名、喫煙する職員がおります。全体の12%程度ということでございます。

【中原委員】

過去のデータと比較したりはできないのですか。

【保健体育課長】

平成19年度のみデータがございまして、平成19年度は336名でございました。ですから、
若干少なくなっている状況でございます。

【委員長】

続きまして、報告事項(5)について、社会教育課、報告願います。

【社会教育課主幹】

平成23年度ふなばし市民大学校についてご報告いたします。

資料は本冊の9ページでございます。

ふなばし市民大学校は、平成16年度に、学校の授業で学んだ知識や技術をもとに積極的に地域
活動に参加するコミュニティーリーダーの育成を目的としたまちづくり学部、学生生活を送りなが
ら生きがいづくりや仲間づくりを目的としたいきいき学部の2学部8学科で構成され、市民の学習
の場としてスタートいたしました。その後、1学科を増設し、2学部9学科となり、今年で8年目
を迎えております。

入学状況につきましては、まちづくり学部の入学許可候補者数88名ですが、残念なことに、ス
ポーツプランナー学科におきましては、今年度は応募者が過半数を大きく下回り割り込んだため、

休講といたします。また、いきいき学部の入学許可候補者数は358名となります。全体で446名、倍率は1.87倍でした。また、最後に下の段になりますが、平成22年度の修了者数につきましては、全体で451名、修了率は93%でございました。

以上、ご報告いたします。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。確認ですけれども、平成23年度のスポーツプランナー学科は休講ですか。

【社会教育課主幹】

休講でございます。

【委員長】

この9名の方にはご了承いただいたのですか。

【社会教育課主幹】

はい。

【委員長】

それは応募者数が少な過ぎるからですか。

【社会教育課主幹】

30名の定員のところ応募者数が9人でしたので、本人の了解を得て休講といたしました。

【委員長】

それについては申し込みの段階で何か記載があったのですか。それとも結果がこういうことだったので、休講としたのでしょうか。

【社会教育課主幹】

結果として休講とさせていただきました。

今後は、スポーツプランナー学科につきまして、ふなばし市民大学校の運営協議会及び他の団体と協議しながら、学科、カリキュラム等いろいろ相談しながら、また来年度、魅力のある学科をつくりまして、募集していきたいと思っております。

【山本委員】

応募者数が定員よりも多くて、入学者数が定員よりも割れているところがあるんですけども、例えばもれた方に1人枠があるからどうですかというようなことはしないのですか。

【社会教育課主幹】

例えば第2希望をとるという方法については、今年度の応募に対してやっていません。過去もやっていなかったようです。

【山本委員】

例えば、まちづくりの学びのコーディネーターのところは、29人で、入学者数が定員より1人少ないですね。32人の応募者だから、3人の方が希望しても入学できなかったというような方なので、1人定員が余った場合、その方たちには声はかけないのですか。

【社会教育課主幹】

まちづくりに関しましては、いきいき学部との違いは、先ほども言いましたように、目的を持った、将来船橋市の市民協働参加型といいますか、そういうものを実現するという目的がありますので、例えばスポーツと学びとでは、趣旨が違う、目的が違うということで、そのような形になっているものと解釈しております。

【生涯学習部長】

確認させていただく形になりますが、今委員がおっしゃったのは、定員を応募者数が上回っているのに入学者数がそれを下回っているということについてだろうと思います。応募して、いざ決まっても、決まった時点で辞退されるという方が数人いらしたと記憶しております。したがって、応募者数が定員を上回ったにもかかわらず、入学者数が定員を下回っているのは、そういう理由でございます。

【中原委員】

今回、結果の数字が出てきているんですけど、以前、応募要項については見せていただいていたと思うのですが、いきいきのほうは、連続して受講できないなど、いろいろ申し込みのときにルールがあったように記憶しております。資料として、こういうふうに応募して結果こうなったと出していただけると、私たちも検討しやすいと思いますので、できればそういった形で今後よろしく願いいたします。

【社会教育課主幹】

今後そうさせていただきます。申し訳ございませんでした。

【委員長】

続きまして、報告事項(6)について、文化課、報告願います。

【文化課長】

資料 1 1 ページになります。

市役所 1 階ロビーを使って行っております平成 2 3 年度ロビーコンサートの日程と実施内容のお知らせでございます。お昼休みのひととき、市民の皆様や職員にさわやかな音楽をお届けしております。ロビーを利用したコンサートであることから、音楽ジャンル、楽器等の制約はございますが、市民の方からは「市役所を訪れた折に思いがけず音楽を耳にして、心が和んだ」というような声もいただいております。身近なコンサートとして、今後も事業展開してまいりたいと考えております。

以上です。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

続きまして、報告事項(7)について、青少年課、報告願います。

【青少年課長】

来月の 5 月 1 5 日でございますけれども、「あつまれ!!みんなのフェスティバル 君たちが主人公」というテーマで、第 4 4 回船橋市青少年少女交歓大会を実施する予定でございます。これについては、市内の青少年団体と一般の方が運動公園に一堂に会しまして、いろいろなプログラムを通して、団体の相互の交流と友達間の共感性や思いやりのある心といったものを深められれば良いなと思って実施させていただきたいと思っております。

以上でございます。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、質問等ございますでしょうか。

【中原委員】

文中にバツがあったり、消してあるところがあったりというのは、何か事情があるのですか。

【青少年課長】

プログラムの中の 2 つでございますけれども、はしご車につきましては、大震災の関係で余震等も続いているので、緊急性があった場合にすぐ出動する必要があるため借用できないということで、今回取りやめました。その下のおばけやしきでございますけれども、ここにつきましては、体育館、児童ホームでやっていまして、これも暗いとか、怖いということは避けるという意味から、今回は取りやめました。

【中原委員】

地震体験というのは、影響はないのでしょうか。

【青少年課長】

これについては、体験というとおかしいですけども、今回は協議してやることになりました。

【中原委員】

検討された上で、これは実施していこうということになったのですね。当日、もしかしたら配慮が必要かもしれないですね。

【青少年課長】

運動公園内につきましては、一部、自由広場もあるんですけども、その入り口の道路が陥没しておりますので、行けないところについては、きちんと入れないような対策をしながら、エリア内で遊ぶようにしていこうと考えています。

【委員長】

続きまして、報告事項（８）その他において、何か報告する方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

【文化課長】

本日、A4の用紙を配付させていただきました。国の指定重要文化財の「短刀 銘國俊『名物愛染國俊』」についてご報告いたします。

平成23年1月15日付で所有者の変更に伴い、所在の場所が千葉市から船橋市に移りました。文化財保護法の規定により手続をしておりましたが、このたび完了いたしましたのでご報告いたします。裏面に詳しい内容を記載しております。個人所有のため、特に公開はいたしません。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

その他、何かございますか。

【生涯スポーツ課長】

先ほど議案第16号の資料でいきますと4ページになります。参考資料といたしまして、船橋市スポーツ振興審議会委員名簿がございますが、この中で年齢につきまして、一部誤りがございましたので、この資料につきまして、後日、差しかえたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員長】

よろしくお願ひいたします。

【中原委員】

おっしゃっていただいた4ページの資料ですけれども、任期が8月1日からとなっていて、恐らくこれは原則8月1日からなんですよ。新任の方は、この前にあるとおりですよ。

【生涯スポーツ課長】

大変申し訳ございません。新任委員の任期につきましては、承認されてからということで、残任期間でございます平成23年4月22日から平成24年7月31日となります。よろしくお願ひいたします。

【委員長】

この記載もそうなるということですよ。

【生涯スポーツ課長】

こちらの記載につきましても、平成23年4月22日からとなります。よろしくお願ひいたします。

【中原委員】

参考資料ということで、全体の委員についてわかる名簿をつけてくださったんですよ。そうすると、一番最後、10番の方が入った名簿になっていて、タイトルが名簿になっているから、もしかしたらタイミング的には、案などで出したほうがよいのではないのでしょうか。

【生涯スポーツ課長】

ご指摘ありがとうございます。

【篠田委員】

「短刀 銘國俊」、個人の所有物ということなんですけど、市から、船橋に来たということで、予算的に何か措置はあるんですか。

【文化課長】

特にございません。指定書の名前を変更するのに、所在のある教育委員会を通して文化庁に手続の書類を上げるということです。

【委員長】

それでは、議案第17号の審議に入りますので、関係職員以外の方は退席願ひます。

(関係職員以外退席)

【委員長】

議案第17号について、指導課、説明願います。

【指導課長】

それでは、議案第17号「平成23年度船橋市教科用図書選定委員会規約の制定について」ご説明いたします。

船橋市は、市内の市立義務教育諸学校の教科用図書の採択に当たり、平成18年度より今までの共同採択地区から単独採択地区として千葉県教育委員会から認可されたところです。

このことから、平成24年度に使用する教科用図書の選定に当たりましては、教育委員会が行う教科書採択要領を公正かつ適正に遂行するために、教科用図書の調査研究を行うとともに、その選定に関しまして、教育委員会に報告する機関が必要となります。この機関を設置するために、船橋市教育委員会組織規則第3条第15号に基づき、平成23年度船橋市教科用図書選定委員会規約を制定する必要がありますので、議案第17号としてご審議いただきたくお願いいたします。

規約の主な内容といたしましては、第1に、選定委員会は保護者代表1名を含む7名の委員で構成し、教育次長を委員長とする会であるということです。

第2に、選定委員会の下部組織として、教科用図書の具体的な内容について調査研究する専門調査委員会を設けるということです。

今年度は、中学校、特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書について採択となり、特別支援学級及び特別支援学校の教科用図書は附則9条本の採択となります。採択の年度に当たり、各教科・種目ごとに専門調査員を設置し、調査研究を行い、選定資料を作成し、選定委員会における審議を踏まえて、教育委員会会議で最終決定を得たいと考えております。

各専門委員会の調査員数ですが、お手元に配付してございます8ページ、別表1、平成23年度専門調査員数をご覧ください。

新学習指導要領の内容から考え、国語、数学、理科、英語については5名で構成し、書写、社会科の地理的分野・歴史的分野・公民的分野、地図帳、音楽の一般・器楽合奏、美術、保健体育、特別支援教育については3名、技術・家庭科の技術分野・家庭分野については各2名といたします。各専門調査員会の調査委員長には、調査内容の結果についての資料の作成を依頼し、選定委員会に報告することになります。例年同様、静ひつな環境を保ちながら、公正で適切な教科書採択事務を進めてまいりたいと思います。

以上で説明を終わります。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【中原委員】

ただいまご説明いただいた専門調査員数のところの表でございますけれども、管理職と教諭の方

の組み合わせになっておりますが、これは今までもそうなのかということと、なぜこうなっているのかということをお教えいただけますか。

【指導課長】

この人数の配分については、前回の配分と同じ調査人数で計画してございます。多い少ないがございませぬけれども、新学習指導要領に伴う教科書の指導内容等を考えて、このような人数配分にさせていただきます。技術・家庭科等について2名、2名となっておりますが、技術・家庭科として4名とお願いいただければと思います。

【中原委員】

数ということではなく、管理職と教諭の組み合わせになっているのもこれまでどおりということだと思いますが、その意味はどう理解すればいいでしょうか。

【指導課長】

各教科の各種目の調査員会の調査員長として、各種目の責任者として管理職を配置したいと考えております。

【中原委員】

専門調査の適正として、力のある方をお願いするというのがまずあってですね。

【指導課長】

そのとおりでございます。

【中原委員】

管理職であることが先ではなく、専門調査員として適正があるということが先にあって、構成として、管理職と教諭というふうになるという理解でいいですか。

【指導課長】

そのようにご理解いただきたいと思ひます。

【山本委員】

社会が12人と非常に多いようですが、どういう理由ですか。地理と地図はどうして3名ずつなのですか。

【教育長】

簡単に説明すると、採択分野が違うからということになります。同じ社会科ですが、採択の形が違うものだと考えなければいけません。こういうふうに地理、歴史、公民それぞれ教科書を採択し

なければいけませんとなっているので、それぞれに調査員が必要になってきます。ですから、結果的に多くなってしまうのです。たまたま今年は8の理科は一本化になりましたが、前回までは1分野5名、2分野5名となっていました。要するに採択のシステムでこうやらざるを得ないということです。別に社会科を特別に重視している訳ではなく、一括して社会科ということで採択する訳ではないから、しょうがなくそれぞれに調査員が必要だとなってくる訳です。また、同じ調査員にしたら駄目だという規定はありませんが、そうすると今度は負担が重くなってきてしまいます。

【山本委員】

地理の授業には、地図を持って来なさいというように、いわゆる副読本的に付随しているものですよね。これだと地図と数学の教科書は対等みたいに見えるけども、そういうふうになっているから仕方がないのですか。

【教育長】

制度なんですよ。ですから、制度に対する疑問は確かに山本委員のようにあるのですが、そうすると制度を変えなければいけません。今のように地理と地図は同じだから、一緒にしていいのではないかと思われるかもしれませんが、採択の制度の中で、地図は単独で採択しなさいとなっているから、今の制度ではそうはできないことになっております。

【委員長】

ご質問等よろしいでしょうか。

それでは、議案第17号「平成23年度船橋市教科用図書選定委員会規約の制定について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

では、異議なしと認めます。議案第17号については、原案どおり可決いたしました。

【事務局】

生涯学習部長から本日の発言について補足の申し出が出ておりますので、入っていただいてよろしいでしょうか。

【委員長】

はい。

【生涯学習部長】

先ほどご質問にありました市民大学校の休講の連絡事項の案内でございます。募集案内には、15名に満たない場合には休講することがある旨、記載してございます。

【委員長】

では、本日予定していました議案等の審議は終了いたしました。

これで教育委員会会議4月定例会を閉会いたします。